

Z—69—C

所得税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「C1～C14」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 平成 31 年 3 月某日、税理士であるあなたは、旅館業を営む居住者 A (個人事業主・青色申告者) から「昨年の地震の影響により経営不振が続き、取引銀行 B から債務の免除を受けるべく手続を進めている。仮に、B から債務の免除を受けることができた場合、私に対して何らかの課税関係は生じるのか。」との相談を受けた。

A が B から債務の免除を受けた場合における A に対する所得税の課税関係について、考えられる取扱いを説明しなさい。

問 2 国外財産調書制度及び財産債務調書制度について、次の各問に答えなさい。

- 1 国外財産調書及び財産債務調書について、誰が、どのような場合に、何を記載して、いつまでに、どこに提出しなければならないかを簡潔に説明しなさい。
- 2 過少申告加算税又は無申告加算税の加重措置について、その適用要件を中心に簡潔に説明しなさい。

【解答に当たっての注意点】

- 1 解答は答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。
- 2 税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①赤字の場合にはその金額の頭部に「△」を付してその赤字の金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。
また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、切り上げなさい。
- 3 以下では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。

問1 居住者甲(45歳)の令和元年(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの年。以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は以下の【資料I】から【資料IV】までのとおりである。

これらの資料に基づき、各種所得の金額、課税標準額、所得控除額、課税所得金額、税額控除額及び税額の計算過程を問題文及び解答欄の指示に従って明らかにして、甲の本年分の所得税等の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を計算しなさい。
なお、消費税等については、考慮しなくてよい。

【資料I】

- 1 甲は平成10年より土木工事業及び建設機械賃貸業を営んでいる。甲が作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書				
(自平成31年1月1日		至令和元年12月31日)		(単位：円)
完成工事売上原価	23,500,000	完成工事売上高	41,000,000	
機械賃貸売上原価	3,300,000	機械賃貸収入	11,400,000	
租税公課	1,272,800	雑収入	5,261,255	
その他諸経費	5,000,000			
当年利益	<u>24,588,455</u>			
	<u>57,661,255</u>			<u>57,661,255</u>

- 2 甲は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。
- 3 機械装置の減価償却方法について、平成10年より定率法を選択して適用している。なお、本年は租税特別措置法第10条の5の3に定める特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除の要件を満たす設備の取得はない。

- 4 常時使用する従業員の数は3人である。なお、本年は租税特別措置法第10条の5の4に定める給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除の適用要件は満たしていない。

【資料Ⅱ】

【資料Ⅰ】の損益計算書の金額の内容とそれに関して修正を検討すべき内容等は、次のとおりである。

- 1 完成工事売上高41,000,000円は土木工事業に関して本年中に入金となった金額であり、その内訳は次のとおりである。なお、工事の請負に係る収入金額及び費用の額は、所得税法施行令第192条第3項に定める工事進行基準の方法にはよらないものとする。

工事名称	売上先	契約年	工事契約金額(円)	本年入金額(円)	
A工事	X社	本年	24,000,000	16,000,000	(注1)
B工事	X社	本年	15,000,000	7,500,000	(注2)
C工事	Y社	本年	6,000,000	2,000,000	(注3)
D工事	Z社	平成30年	17,000,000	8,500,000	(注4)
E工事	W社	平成30年	7,000,000	7,000,000	(注5)
合計			69,000,000	41,000,000	

(注1) A工事は本年中に工事を完了した。契約時に8,000,000円、中間時に8,000,000円入金され、残額8,000,000円は本年末現在未入金である。

(注2) B工事は本年末現在で工事は未了である。中間時に7,500,000円の入金があった。

(注3) C工事は出来高に応じて検収を受ける契約となっており、本年末までに4,000,000円分の検収を受けている。そのうち本年中に2,000,000円の入金があった。

(注4) D工事は平成30年中に工事を開始し、本年中に工事が完了した。平成30年中の中間払いとして8,500,000円の入金があり、本年に残額の8,500,000円の入金があった。

(注5) E工事は平成30年中に工事が完了し、平成30年末現在未入金であった7,000,000円が本年中に入金となった。

- 2 機械賃貸収入11,400,000円は、建設機械賃貸業に関して本年中に入金となった金額であり、その内訳は次のとおりである。

内容	賃貸先	本年入金額(円)	
F建設機械賃貸	T社	4,200,000	(注1)
G建設機械賃貸	U社	7,200,000	(注2)
合計		11,400,000	

(注1) F建設機械は、平成30年1月から本年末までT社に月額300,000円で賃貸していたが、本年6月分より賃貸料を月額400,000円に改定した。当月分翌月払いの契約となっており、契約どおり入金となっている。

(注2) G建設機械は、本年3月1日から翌年2月28日までの1年間、U社に月額600,000円で賃貸している。U社からは本年3月に1年間分の7,200,000円の入金があった。

3 完成工事売上原価23,500,000円は、土木工事業に関して工事原価として発生した費用の合計額であり、適正な金額である(ただし、減価償却費は未計上であり、後記【資料Ⅲ】に従って計算して計上すること)。また、この金額は年末棚卸資産(未成工事支出金)を考慮する前の金額であり、平成30年末及び本年末の未成工事支出金残高(減価償却費配賦後の金額)は次のとおりである。

(1) 平成30年末未成工事支出金残高 7,500,000円

(2) 本年末未成工事支出金残高 9,500,000円

4 機械賃貸売上原価3,300,000円は、建設機械賃貸業に関して原価として発生した費用の合計額であり、適正な金額である(ただし、減価償却費は未計上であり、後記【資料Ⅲ】に従って計算して計上すること)。なお、建設機械賃貸業に関して棚卸資産に計上すべきものはない。

5 雑収入5,261,255円の内訳は次のとおりである。

内容	金額(円)	
H建設機械の下取り金額	2,000,000	(注1)
外貨預金(投資目的)の利息及び為替差額	89,055	(注2)
平成30年分所得税等還付金	1,329,200	
平成30年分所得税等還付加算金	13,000	
ゴルフ会員権譲渡収入	1,800,000	(注3)
ネットオークション収入	30,000	(注4)
合計	5,261,255	

(注1) H建設機械については後記【資料Ⅲ】を参照すること。なお、下取り金額は時価相当額であり、代替のI建設機械の取得に当たり購入代金には充当せずに入金となった。これに関する譲渡費用はない。

(注2) 外貨預金の利息収入239,055円(源泉所得税等控除後)から円転した際の為替差損150,000円を差し引いた金額である。

(注3) 平成27年6月30日に仲介業者を通じて2,500,000円(諸費用込み)で取得し、本年10月15日に仲介業者を通じて譲渡した(譲渡費用は50,000円)。

(注4) 生活用衣類を3回にわたって譲渡したものの合計額である(取得価額は不明、譲渡費用はないものとする。)

6 租税公課 1,272,800 円の内訳は次のとおりである。

内容	金額(円)
所得税等の本年分第 1 期予定納税額	331,400
所得税等の本年分第 2 期予定納税額	331,400
個人事業税の本年分第 1 期納税額	285,000
個人事業税の本年分第 2 期納税額	285,000
工事請負契約書に貼付した収入印紙代	25,000
交通反則金(業務上の車両運転に係るもの)	15,000
合計	1,272,800

7 平成 30 年分において貸倒引当金を 401,500 円繰入れたが、繰戻しは損益計算書には反映されていない。

【資料Ⅲ】

機械装置の減価償却費計算についての資料は次のとおりである。

1 所有する機械装置の状況は次のとおりである。

機械装置名	用途	取得年月日	取得価額(円)	平成 30 年末 帳簿価額(円)	
F 建設機械	賃貸用	平成 30 年 1 月 20 日	9,000,000	6,003,000	
G 建設機械	賃貸用	本年 3 月 1 日	16,000,000	—	(注 1)
H 建設機械	土木工事用	平成 21 年 7 月 1 日	12,000,000	1	(注 2)
I 建設機械	土木工事用	本年 5 月 31 日	各自で算出	—	(注 3)
J 建設機械	土木工事用	本年 7 月 1 日	各自で算出	—	(注 4)
K 建設機械	土木工事用	本年 10 月 20 日	7,000,000	—	(注 5)
合計				6,003,001	

(注 1) G 建設機械は、製作後事業の用に供されたことのないものを、銀行から融資を受けて取得したものである。

(注 2) H 建設機械は、I 建設機械の取得に当たり下取りに供したものである(【資料Ⅱ】5 参照)。

(注 3) I 建設機械は、製作後事業の用に供されたことのないものを、ファイナンス会社からリース期間 60 か月で取得したものであり、所有権移転リース取引に該当する。リース期間中に支払うべきリース料の合計額は 11,340,000 円であり、リース料の合計額のうち利息相当額からなる部分の金額は 540,000 円である。なお、取得価額はリース料の合計額から利息相当額を控除した金額とする。

(注 4) J 建設機械は、製作後事業の用に供されたことのないものを、ファイナンス会社からリース期間 60 か月で取得したものであり、所有権移転外リース取引に該当する(残価保

証額の定めはない。)。リース期間中に支払うべきリース料の合計額は14,400,000円であり、リース料の合計額のうち利息相当額からなる部分の金額は600,000円である。なお、取得価額はリース料の合計額とする。

(注5) K建設機械は、平成21年9月に製作され事業の用に供されたものを中古で取得したものである。なお、K建設機械の使用可能期間の年数を見積もることは困難である。

- 2 建設機械の耐用年数は全て6年である。
- 3 銀行への支払利息の金額及びファイナンス会社への支払額のうち支払利息として処理すべき金額は、損益計算書のその他諸経費に適正に計上されているものとする。
- 4 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却(租税特別措置法第10条の3第1項)と中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除(同条第3項)の両規定が適用可能な場合は、特別償却を適用するものとする。

【資料Ⅳ】

1 甲が本年中に支払った医療及び介護サービスに関するものは次のとおりである。なお、医療費控除の特例の適用は考慮しないでよい。

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 甲の診療費、治療費及び治療に必要な医薬品購入額の合計額 | 180,000円(注) |
| (2) 甲の長女の不正咬合の歯列矯正代金(現金払い) | 300,000円 |
| (3) 甲の母の訪問看護費用(現金払い) | 40,000円 |

(注) 現金払い60,000円とクレジットカード払い120,000円の合計額である。クレジットカード払いのうち20,000円は本年12月20日に診療を受けたもので、本年末現在では甲の銀行口座でのクレジットカードの決済はなされていない。

2 甲が本年中に支払った保険料は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 国民健康保険料 | 380,000円 |
| (2) 国民年金保険料 | 196,830円 |
| (3) 国民年金基金保険料 | 120,000円 |
| (4) 生命保険料 | |
| ① 一般生命保険料(平成23年12月契約) | 120,000円 |
| ② 一般生命保険料(平成24年8月契約) | 90,000円 |
| ③ 介護医療保険料(平成25年9月契約) | 50,000円 |
| (5) 地震保険料 | 70,000円 |

3 本年中に甲の長女が入学したL学校法人へ200,000円の寄附をした。このうち100,000円は

学校の入学に関するものである。この寄附先はその運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項の要件を満たしている。

4 甲は平成25年5月31日に次のようにM銀行から住宅資金の融資を受け、自宅を購入した。同年分から平成30年分までの所得税等について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を適用している。

- (1) 借入金額 30,000,000円(借入期間30年)
- (2) 自宅購入金額 35,000,000円(うち、土地15,000,000円、家屋20,000,000円)
- (3) 認定長期優良住宅に該当
- (4) 各年分の所得税額の控除額は年末借入金残高の1%(最高30万円)

本年7月30日にM銀行の借入金残高を全額繰上げ返済し、N銀行へ借り換えをした。繰上げ返済直前のM銀行への借入金残高は27,027,000円であったが、N銀行からはM銀行へ支払う繰上げ返済手数料を含めた27,300,000円を借り入れた。本年末のN銀行への住宅借入金残高は26,500,000円である。本年以降もN銀行からの住宅借入金について特別控除を適用する。

5 本年末の甲の親族の状況は次のとおりである。

- (1) 甲の妻(42歳)は、O社に勤務しており、本年分の給与収入は1,500,000円であった。
- (2) 甲の長女(16歳)は、高校生であり、収入はない。
- (3) 甲の母(75歳)は、本年中に遺族厚生年金2,400,000円を受け取っている。
- (4) 甲の妻、甲の長女及び甲の母は、甲と生計を一にする親族であり、甲と同居している。

問2 居住者乙(死亡時80歳)及び丙(乙の次男、50歳)の令和元年(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの年。以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は以下の【資料I】から【資料IX】までのとおりである。

これらの資料に基づき、乙の本年分の所得税等の準確定申告及び丙の本年分の所得税等の確定申告について、それぞれ各種所得の金額の計算過程を問題文及び解答欄の指示に従って明らかにして計算しなさい。なお、消費税等については、考慮しなくてよい。

【資料I】

- 1 乙は本年2月14日に死亡した。
- 2 乙の相続人は、乙の妻、乙の長男及び乙の次男(丙)の3人である(法定相続割合は乙の妻50%、乙の長男25%、丙25%)。
- 3 乙は平成4年にX社(飲食店業)を設立し、死亡するまでX社の代表取締役としてその経営に従事してきた。X社は設立時に1株当たりの払込金額は50,000円で200株の株式を発行し(払込金額合計10,000,000円)、全株式を乙が引き受けた。乙はX社設立時から乙の相続開始時まで乙の妻及び乙の長男へX社株式の贈与を繰り返し行っており(この贈与以外には持株数の変動はない)、乙の相続開始直前のX社株式の保有数及び持株割合は次のとおりであった。
乙80株(40%)、乙の妻80株(40%)、乙の長男40株(20%)
- 4 乙の相続に関する遺産分割協議は本年11月25日に成立した。

【資料II】

- 1 乙はX社の代表取締役としての業務の傍ら、個人として平成5年より不動産賃貸業務を行っていた。乙の不動産賃貸業務に関して、本年1月1日から乙の相続開始日(本年2月14日)までの相続人らが作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
	(自平成31年1月1日	至平成31年2月14日)	(単位:円)
諸経費	750,000	不動産賃貸収入	3,510,000
当年利益	2,760,000		
	3,510,000		3,510,000

- 2 乙は平成5年分以降の所得税等について、所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。
- 3 建物及び建物附属設備の償却方法について、不動産賃貸業務開始当初より定率法による届出書を適法に所轄税務署長に提出している。
- 4 乙の不動産賃貸業務は乙の相続人らが引き継いで行っている。

【資料Ⅲ】

【資料Ⅱ】の損益計算書の金額の内容とそれに関して留意すべき事項は次のとおりである。

1 不動産賃貸収入 3,510,000 円の内訳は次のとおりであり、適正な額である。

賃貸不動産名称等	収入金額(円)	
A アパート	2,160,000	(注 1)
B マンション 301 号室	450,000	
C 駐車場	900,000	(注 2)
合計	3,510,000	

(注 1) 貸室 12 室分の収入の合計である。

(注 2) 30 台分の駐車場収入の合計である。

2 諸経費 750,000 円には次の金額は含まれてない。

- (1) 減価償却費(【資料Ⅳ】により計算して計上すること)
- (2) 本年分の不動産賃貸業務に係る固定資産税は 500,000 円と見積もられる。

【資料Ⅳ】

乙の所有していた不動産賃貸業務に係る減価償却資産の状況は次のとおりであった。

科目	不動産名	取得年月日	耐用年数	取得価額(円)	平成 30 年末帳簿価額(円)	
建物	A アパート	平成 5 年 1 月 31 日	34 年	180,000,000	30,499,393	(注 1)
建物 附属設備	A アパート 電気・給排水設備等	平成 5 年 1 月 31 日	15 年	40,000,000	1	(注 2)
建物	B マンション 301 号室	平成 11 年 1 月 25 日	47 年	70,000,000	42,280,000	(注 3)
建物 附属設備	B マンション 301 号室 電気・給排水設備等	平成 11 年 1 月 25 日	15 年	15,000,000	750,000	(注 4)
	合計			305,000,000	73,529,394	

(注 1) A アパートは、乙が平成 3 年 9 月 20 日に相続により取得した敷地に乙が銀行から資金を借入して取得したものである(銀行借入金は本年前に返済済)。

(注 2) A アパートの電気・給排水設備等は平成 30 年末までに償却済である。

(注 3) B マンション 301 号室は、乙が自己資金で、土地(取得価額 25,000,000 円)とともに取得したものである。

(注 4) B マンション 301 号室の電気・給排水設備等は平成 30 年末時点で償却累積額が取得価額の 5%相当額に達した。

【資料V】

- 1 乙のX社からの役員報酬(支払日は毎月20日と定めている)は次のとおりであった。
 - (1) 本年1月分は1月20日に乙が1,000,000円を受領した。
 - (2) 本年2月分は2月20日に支払いを受けず、乙の死亡後2月28日に乙の妻が1,000,000円を受領した。
- 2 公的年金については、本年中は乙の生前には乙を受領したものはなく、乙の死亡後500,000円を乙の妻が受領した。
- 3 乙の死亡退職金50,000,000円を本年3月31日に乙の妻が受領した。

【資料VI】

乙の相続に関する遺産分割協議には次の内容が含まれている。

- (1) X社株式は乙の長男が40株、丙が40株取得する。
- (2) 乙の行っていた不動産賃貸業務に係る不動産はすべて丙が取得する。

【資料VII】

- 1 本年2月15日から遺産分割協議成立日(本年11月25日)までのAアパート、Bマンション301号室及びC駐車場の賃貸業務に関して、乙の相続人らが作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書				
(自平成31年2月15日		至令和元年11月25日)		(単位:円)
諸経費	3,500,000	不動産賃貸収入	21,840,000	
当年利益	<u>18,340,000</u>			
	<u>21,840,000</u>		<u>21,840,000</u>	

- 2 1の損益計算書の金額は、諸経費に減価償却費が計上されていないことを除き、適正な金額である。なお、譲渡した資産も含め、この期間に対応する減価償却費を計上して、この期間の必要経費を計算することとする。
- 3 相続人らは法定期限までに所轄税務署長へ青色申告の申請はしていない。

【資料Ⅷ】

- 1 本年11月26日から本年12月31日までの丙の不動産賃貸業務に関して、丙が作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書		(自令和元年11月26日 至令和元年12月31日) (単位：円)	
諸経費	1,600,000	不動産賃貸収入	3,080,000
当年利益	<u>1,480,000</u>		<u>3,080,000</u>
	<u>3,080,000</u>		<u>3,080,000</u>

- 2 1の損益計算書の金額は、適正な金額である(減価償却費も適正に計上している)。

【資料Ⅸ】

- 1 丙はY社に勤務しており、本年のY社からの給与収入は8,500,000円であった。また丙はY社の子会社Z社の非常勤取締役となっており、本年のZ社からの役員報酬金額は1,200,000円であった。

- 2 丙は本年12月15日、Bマンション301号室を譲渡し、その資金と自己資金を合わせて、次のとおりDアパートに買い換えた。この買換えは、租税特別措置法第37条に定める事業用資産の買換えの特例の要件を満たしている。

(1) Bマンション301号室の譲渡による収入(固定資産税相当額込)	90,000,000円
(2) Bマンション301号室の譲渡に当たっての取得費	40,637,334円
(3) Bマンション301号室の譲渡に当たっての譲渡費用	2,790,000円
(4) Dアパートの取得価額(付随費用込)	100,000,000円

- 3 丙は相続したX社株式(非上場株式)40株をX社へ1株300,000円(合計金額12,000,000円)で譲渡した(譲渡費用はないものとする)。X社の自己株式取得直前の1株当たりの資本金等の額は50,000円である。租税特別措置法第39条に定める相続税額の取得費加算特例は考慮しなくてよい。

[参考]

1. 「課税総所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税総所得金額		B 税率	C 控除額
1,000 円から	1,949,000 円まで	5 %	0 円
1,950,000 円から	3,299,000 円まで	10 %	97,500 円
3,300,000 円から	6,949,000 円まで	20 %	427,500 円
6,950,000 円から	8,999,000 円まで	23 %	636,000 円
9,000,000 円から	17,999,000 円まで	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円から	39,999,000 円まで	40 %	2,796,000 円
40,000,000 円以上		45 %	4,796,000 円

2. 給与所得控除額の計算

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
	1,800,000 円以下	収入金額 × 40 % 650,000 円に満たない場合には 650,000 円
1,800,000 円超	3,600,000 円以下	収入金額 × 30 % + 180,000 円
3,600,000 円超	6,600,000 円以下	収入金額 × 20 % + 540,000 円
6,600,000 円超	10,000,000 円以下	収入金額 × 10 % + 1,200,000 円
10,000,000 円超		2,200,000 円(上限)

3. 配偶者控除の控除額

居住者の合計所得金額		控 除 額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
	9,000,000 円以下	380,000 円	480,000 円
9,000,000 円超	9,500,000 円以下	260,000 円	320,000 円
9,500,000 円超	10,000,000 円以下	130,000 円	160,000 円

4. 配偶者特別控除の控除額

配偶者の 合計所得金額	配偶者特別控除の控除額		
	居住者の合計所得金額が 9,000,000円以下の場合	居住者の合計所得金額が 9,000,000円超 9,500,000円以下の場合	居住者の合計所得金額が 9,500,000円超 10,000,000円以下の場合
380,000円超 850,000円以下	380,000円	260,000円	130,000円
850,000円超 900,000円以下	360,000円	240,000円	120,000円
900,000円超 950,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円
950,000円超 1,000,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円
1,200,000円超 1,230,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円

5. 減価償却資産の償却率表(抄)

耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率	定額法の償却率	定率法		
				償却率(注)	改定償却率(注)	保証率(注)
2	0.500	0.684	0.500	1.000	—	—
3	0.333	0.536	0.334	0.667	1.000	0.11089
4	0.250	0.438	0.250	0.500	1.000	0.12499
5	0.200	0.369	0.200	0.400	0.500	0.10800
6	0.166	0.319	0.167	0.333	0.334	0.09911
7	0.142	0.280	0.143	0.286	0.334	0.08680
8	0.125	0.250	0.125	0.250	0.334	0.07909
9	0.111	0.226	0.112	0.222	0.250	0.07126
10	0.100	0.206	0.100	0.200	0.250	0.06552
11	0.090	0.189	0.091	0.182	0.200	0.05992
12	0.083	0.175	0.084	0.167	0.200	0.05566
13	0.076	0.162	0.077	0.154	0.167	0.05180
14	0.071	0.152	0.072	0.143	0.167	0.04854
15	0.066	0.142	0.067	0.133	0.143	0.04565
16	0.062	0.134	0.063	0.125	0.143	0.04294
17	0.058	0.127	0.059	0.118	0.125	0.04038
18	0.055	0.120	0.056	0.111	0.112	0.03884
19	0.052	0.114	0.053	0.105	0.112	0.03693
20	0.050	0.109	0.050	0.100	0.112	0.03486
21	0.048	0.104	0.048	0.095	0.100	0.03335
22	0.046	0.099	0.046	0.091	0.100	0.03182
23	0.044	0.095	0.044	0.087	0.091	0.03052
24	0.042	0.092	0.042	0.083	0.084	0.02969
25	0.040	0.088	0.040	0.080	0.084	0.02841
30	0.034	0.074	0.034	0.067	0.072	0.02366
31	0.033	0.072	0.033	0.065	0.067	0.02286
32	0.032	0.069	0.032	0.063	0.067	0.02216
33	0.031	0.067	0.031	0.061	0.063	0.02161
34	0.030	0.066	0.030	0.059	0.063	0.02097
35	0.029	0.064	0.029	0.057	0.059	0.02051
36	0.028	0.062	0.028	0.056	0.059	0.01974
37	0.027	0.060	0.028	0.054	0.056	0.01950
38	0.027	0.059	0.027	0.053	0.056	0.01882
39	0.026	0.057	0.026	0.051	0.053	0.01860
40	0.025	0.056	0.025	0.050	0.053	0.01791
41	0.025	0.055	0.025	0.049	0.050	0.01741
42	0.024	0.053	0.024	0.048	0.050	0.01694
43	0.024	0.052	0.024	0.047	0.048	0.01664
44	0.023	0.051	0.023	0.045	0.046	0.01664
45	0.023	0.050	0.023	0.044	0.046	0.01634
46	0.022	0.049	0.022	0.043	0.044	0.01601
47	0.022	0.048	0.022	0.043	0.044	0.01532
48	0.021	0.047	0.021	0.042	0.044	0.01499
49	0.021	0.046	0.021	0.041	0.042	0.01475
50	0.020	0.045	0.020	0.040	0.042	0.01440

(注) 平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産に適用される定率法(200%定率法)の償却率等。